

12/25 千葉地裁が強行判決実行

日刊労千葉

85. 12. 26

No. 2127

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二七二〇七

動労千葉のスト決起にあわせる政治的反動判決

貨物(ジェット燃料)列車數本の指名ストでの中野委員長不当解雇攻撃

争つてきた雇用関係存在確認等請求訴訟に対し、全く不当にも動労千葉の請求を棄却するという判決を下してきた。この判決は、内容自体多くの問題をはらんでいるが、何よりも結審後一年半も放置しておいて、突然この時期に出してきたところに判決の邪悪な政治的意図が明らかである。動労千葉は、直ちに控訴することを決定したが、全組合員が今後のスト処分への前段攻撃としてのこの判決に怒りをこめ、断固反撃に撃つてでよう。

11・28～29スト処分と連動した政治的判決

本件訴訟は、すでに昨年の九月に結審し、一年半も判決言いわたしを放置してきたのである。それが突然十二月十七日に二十五日判決言いわたしの通知を送りつけてきたのである。まさに商業新聞にも「政治色ぬぐえず」「十一・二八」二九スト参加者に対する処分問題・・・大量解雇を目指す当局に対し、大きな支援材料」と書かれるほど政治的意図に満ちあふれた断じて許せないものである。

われわれは、こうした司法権力・当局一体となつた凶暴な組織破壊攻撃許さず、さらに団結を打ちかため、いつでも反撃に立てる体制を堅持しぬこう。

「闘争参加者全員一率解雇はできない」と判決で表明

本件裁判は、七九春闘の指導責任・ジェット燃料増送阻止闘争の指導責任により中野委員長（当時書記長）を不当解雇したことに対する解雇無効の裁判である。動労千葉の主張は、①解雇理由である公労法十七条・十八条が憲法第二八条違反である。②ジェット燃料輸送・増送について当局と動労千葉の間に労働協約は締結していない。③解雇処分そのものが労働千葉の組織破壊を狙った不当労働行為である。④解雇権の濫用であるというものであるが、判決は、われわれの主張が

あまりにも正当ゆえに真正面から応えられず、ヨレヨレである。たとえば公労法十七条・十八条规定にて憲法違反ではないとしつつも「公労法十八条の規定は、同法十七条違反の行為をした職員を一律に必ず解雇すべきであるとする趣旨ではなく」とし、「ジェット燃料の貨車輸送について動労千葉の組合員の気持は・・・心情的に理解されて然るべき」と言わざるをえなかつたのである。

「労働協約無用論」を主張するデタラメ判決

しかし、燃料輸送について労働協約が締結されていないにもかかわらず、各組合員に業務命令を発し就労を強制できるかどうかについて「問題である」としながら、「協約が締結されていなくとも仕事が行われてきたのだから、事実上協約はある（貫行として認められる）と解すべき、従つて、組合員が業務につくのは当然であり、闘争は正常な業務を阻害するものだ」と全くデタラメな判断を下している。これでは、労働条件について労使用者をどう使おうが勝手と言うに等しいものである。

まさに、こうしたデタラメな理由で解雇は有効なる判決は絶対に許せない。われわれは、デタラメかつ政治的意図に満ち満ちた判決を許さず、さらに敢然と闘いぬこう。